

笠置キャンプ場掲示板取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、笠置キャンプ場掲示板（以下「掲示板」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 掲示板は、キャンプ場内における無秩序な掲出を防止し、キャンプ場内の美化に寄与するとともに、行政情報及び、笠置町内における観光振興、商業振興等の情報をキャンプ場利用者に提供することを目的とする。

(掲示できる者)

第3条 国及び地方公共団体等の機関又はこれに準ずる公的な機関（以下「公的機関」という。）及び、笠置町内に所在地を置く「観光事業者」「商業事業者」とし、個人の私的目的では掲示できない。

(掲示許可)

第4条 キャンプ場内において文書、図画、ポスター、写真その他の掲示物（以下「掲示物」という。）を掲示しようとする者は、あらかじめ別記様式の掲示許可願に掲示物を添えて笠置町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる掲示物は、掲示許可願の提出を要しないものとする。

- (1) 公的機関から文書で掲示依頼をされた掲示物
- (2) 本町主催又は共催・後援の行事及びこれに類する行事等の掲示物

(責任者の明記)

第5条 掲示物には、掲示しようとする事業者等の名称を明記しなければならない。

(掲示禁止事項)

第6条 掲示物は、次の各号の一に該当するものであってはならない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 特定の個人若しくは団体等を非難し、又は名誉を傷つけるもの
- (3) 虚偽の事項を記載したもの
- (4) 品位を欠くと認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるもの

(掲示の条件)

第7条 掲示物の掲示期間は、30日以内とする。ただし、特に期間を指定して許可したときは、その期間とする。

- (1) 掲示物の大きさは、A4サイズ以下とする。ただし、特に大きさを指定して許可したときは、その大きさとする。
- (2) 掲示枚数は、同一掲出者につき1掲示板1枚とすること。
- (3) 既に掲示されている他の掲示物に重ねて掲示してはならない
- (4) 既に掲示されている他の掲示物を無断で取り外してはならない

(撤去)

第8条 掲示期間を経過した掲示物は、掲示責任者が速やかに撤去しなければならない。ただし公的機関の掲示物にあつては、本町の担当職員が撤去するものとする。

2 町長は、次の各号の一に該当すると認めるときは当該掲示物を撤去することができる。

- (1) 掲示物の撤去を命ぜられた者が直ちに撤去しないとき。
- (2) 第3条に規定する以外の者が掲示許可願を提出せずに掲示したとき。

(撤去命令)

第9条 町長は、掲示物が次の各号の一に該当すると認めるときは、掲示責任者に当該掲示物の撤去を命ずることができる。

- (1) 掲示許可願を提出せず、又は掲示許可願に記載された内容と相違するとき。
- (2) 前条に規定する掲示の条件に違反して掲示したとき。

(事務の処理)

第10条 掲示に関する事務は、商工観光課において行う。

(その他)

第11条 本要項の条項に疑義が生じた場合や本要項に定めのない事項については、その都度、解決するものとする。

附 則

この要項は、令和5年11月1日から施行する。